

専門家派遣審査選定委員会設置要綱

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団

(目的)

第1条 公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「財団」という。）は、財団の定款第4条第1号に基づき実施する、専門家派遣事業の円滑な推進を図るため、専門家派遣審査選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 この要綱は、委員会の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に定める事務を所掌する。

- (1) 財団が派遣する専門家の選定及び登録の審査に関すること
- (2) 財団における専門家派遣対象事業の審査に関すること
- (3) その他財団の専門家派遣事業に関して財団理事長が必要と認め審査する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、専門家派遣事業を所管する常務理事（経営支援部所管）をもってあてる。専門家派遣事業を所管する常務理事（経営支援部所管）に欠員があるときは、委員のうち経営支援部長をもってあてる。

3 委員は次に掲げる者をもってあてる。

雇用促進部長、産業イノベーション推進部長、ビジネス開発部長、経営支援部長

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(会議)

第6条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(持ち回りによる審議)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会を招集せず、議案の持ち回りにより審議することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営支援部において行う。

(会議の非公開)

第10条 委員会の会議及び議事内容は公開しない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月25日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。